

岩手県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、平成28年度第五種共同漁業権に係る増殖目標を次のとおり指示する。

平成28年3月18日

岩手県内水面漁場管理委員会

会長 佐藤由也

河川名	免許番号	漁業権者名	種苗放流数 (k g)										産卵場造成箇所数 (箇所)						人工ふ化数 (万粒)				
			あゆ	やまめ	いな	うなぎ	こい	ふな	ひめます	うぐい	わかさぎ	もくずがに	あゆ	やまめ	いな	うぐい	かじか	こい	ふな	わかさぎ	あゆ	わかさぎ	
有家川	内共第1号	種市南漁業協同組合		60	30																		
久慈川	内共第2号	久慈川漁業協同組合	1,300	1,700	300	20					200		2			1	1	1	1		6,300	—	
安家川	内共第3号	安家川漁業協同組合	100	500	50											10							
		下安家漁業協同組合	900	1,600	20	20						1,000尾	3			3	3						
普代川	内共第4号	普代村漁業協同組合		70	30											2							
小本川	内共第5号	小本川漁業協同組合	1,200	500	150	10										1	1						
		小本河川漁業協同組合	600	600		20		10						2			1	1	1				
撰待川	内共第6号	田老町河川漁業協同組合	100	60	20								4	2		2							
田代川	内共第7号		200	60	20								8			2							
閉伊川	内共第8号	閉伊川漁業協同組合	3,000	1,600	800	30							13			16	16						
津軽石川	内共第9号	宮古漁業協同組合	150													1							
大槌川	内共第10号	大槌河川漁業協同組合	250	130	20								1			1							
小槌川	内共第11号		200	130	20								1			1							
鶴住居川	内共第12号	鶴住居川漁業協同組合	400	120	30								6			1							
吉浜川	内共第13号	吉浜漁業協同組合		52	36											2							
盛川	内共第14号	盛川漁業協同組合	1,000	400	50	30	—						5			1	2						
気仙川	内共第15号	気仙川漁業協同組合	1,500	800	100	20						5,000尾	2			25	2				5,400		
新井田川	内共第16号	西部九戸河川漁業協同組合	150	90	—	10	—	—						2	2	2				2			
馬淵川	内共第17号	上馬淵川漁業協同組合	500	400	100	20	—				200					5							
		南部馬淵川漁業協同組合	2,500	300	100	100	—									2	2						
米代川	内共第18号	岩手県米代川漁業協同組合		54	55											1							
北上川 (上流部)	内共第19号	北上上川漁業協同組合	500	200	65	30	—									2							
岩洞湖	内共第20号	岩洞湖漁業協同組合		90	80					130						5		10	5	5		24,000	

松川	内共第21号	松川淡水漁業協同組合	150	130	250										4	3						
雫石川	内共第22号	雫石川漁業協同組合	2,600	500	150		—	150							10	1						1,000
		雫石川東部漁業協同組合	50	30	5	5									10	3		10				
築川	内共第23号	盛岡河川漁業協同組合	300	200	30	10									5	2						
稗貫川	内共第24号	稗貫川漁業協同組合	1,300	300	50	30									38	2						
猿ヶ石川	内共第25号	上猿ヶ石川漁業協同組合	400	400	100	20									25	5	2	2				
		猿ヶ石川漁業協同組合	400	150	50	30	—	30		—					5	3						300
豊沢川	内共第26号	豊沢川漁業協同組合	500	180	20	10	—	—							14		2	2				
和賀川 (上流部)	内共第27号	西和賀淡水漁業協同組合	360	50	50										1	1						
和賀川 (下流部)	内共第28号	和賀川淡水漁業協同組合	1,700	530	195	10									3	3						
胆沢川	内共第29号	胆江河川漁業協同組合	300	70	20	5									4	3						
広瀬川	内共第30号			20		5	—								3							
人首川	内共第31号			50		5	—								4							
衣川	内共第32号			50	20	10	—								5							
磐井川	内共第33号	磐井川上流漁業協同組合		100	10										1							
砂鉄川	内共第34号	砂鉄川漁業協同組合	1,600	200	40	20						3,000尾			19	3	2					
合 計			24,260	12,446	3,056	460		190	130		400	9,000尾	47	4	2	238	57	18	22	5	11,700	25,300

注1 種苗放流する稚魚の標準サイズを次のとおりとする。

あゆ	1尾の重量	6グラム
やまめ	〃	6 〃
いwana	〃	6 〃
うなぎ	〃	30 〃
こい	〃	50 〃

2 さくらますは、やまめの放流をもって増殖とみなすものとする。

3 沿岸河川における稚あゆの放流は、自河川採捕の稚あゆを自然遡上が困難な上流部に放流する場合を含むものとする。

4 うぐいは、くき瀬を産卵場造成として併用する場合は、くき瀬漁業の禁漁期間を設定する等産卵場の保護措置を講ずるものとする。

- 5 こいの種苗放流を実施する場合は、コイヘルペスウイルス病まん延防止対策に係る委員会指示を遵守するものとする。
- 6 ふなの種苗放流は、コイヘルペスウイルス病の汚染区域外の安全な種苗を用いるものとする。